

平成29年度 定期監査（本庁・支所等）結果に基づく措置状況等の報告（個別事項）

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成29年度
3. 監査結果報告 平成29年12月15日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措置状況等
<p>阿山支所 振興課</p>	<p>無償で貸付を行っている物件については、「公有財産目的外使用料条例」に基づく契約内容に変更されるよう、貸付相手先と交渉されたい。</p>	<p>【措置済】 措置日：平成30年2月5日 NOSANアヤマ・・・11月24日に振興課長及び同課主任がNOSANアヤマ代表取締役から聞き取りを行った結果、団体の活動内容は契約書のとおり「農業振興及び農産物加工研究」であることを確認した。 今回の聞き取りを契機として団体内でも話合いが持たれ、その結果、次の契約更新（H30.10.20～）は行わず、契約書のとおり団体の費用負担により建物を解体するとの報告を2月5日に同代表取締役より受けた。</p> <p>【措置済】 措置日：平成29年12月20日 工房楽々阿山・・・平成29年3月末に10年間の無償契約満了を迎えるにあたり、平成28年12月26日に当時の障がい福祉課長、同課副参事、阿山支所住民福祉課長、同支所振興課長、振興課主任で契約当初の状況を確認。 当該土地は知的障害者通所施設建設用地として市が購入したが、国の方針転換により市が施設を建設することが困難になり、社会福祉法人が施設を建設、運営することになった。 上記経緯を鑑み、今後も無償貸付としたい。</p> <p>【措置済】 措置日：平成30年3月13日 シルバー人材センター・・・1月10日、振興課長、同課係長、同課主任でシルバー人材センターを訪問し、同センター事務局長に状況を説明。 次回更新から有償貸付とするか契約解除するかシルバー人材センターの判断を待っていたが、3月13日「有償でも引続き使用したい」との回答あり。 これを受けて、有償貸付（半額減免相当額）契約締結に向けて現在準備を進めている。</p>
<p>都市計画課</p>	<p>高額な借地料について、適正化に向け契約内容を再考されたい。</p>	<p>【措置済】 措置日：平成30年3月5日 平成30年3月5日付けで土地賃貸借契約を解除した。</p>